

秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和4年1月27日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
北環興業株式会社	本多秀文	秋田市土崎港西二丁目10番20号	令和3年12月23日